

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会
役員・各種委員会等の報酬等に関する規程

平成18年11月 8日制定
平成21年11月16日改正
平成22年 2月24日改正
平成23年 3月22日改正
平成29年 6月26日改正
令和 元年 9月 5日改正
令和 2年 3月19日改正
令和 2年 6月25日改正

第1条 この規程は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条、第25条の規定に基づき、役員・各種委員会等の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 会長、副会長
- (2) 理事、評議員、監事
- (3) 各種委員会
- (4) 講習会、研修会

2 前各号のほか、会長が必要と認める会議

第2条 本会の会長、副会長には、次の額を支給する。

- (1) 会長 40,000円（月額）
- (2) 副会長 8,000円（月額）

第3条 報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 社協会長、副会長、理事、監事、評議員は、理事会、評議員会において、日額1,500円とする。
- (2) 監事が監査を行った場合は、報酬として日額10,000円とする。
- (3) 各種委員会委員は、日額1,500円とする。
- (4) 講習会、研修会等、講師の報酬については、別表1講師等支払基準表、それ以外は、別表2によるものとする。ただし、基準表によりがたい特別な場合は会長が定めることができる。
- (5) 同日に複数の委員会等が重なる場合の報酬等は、高い方の金額をとるものとし、複数支給はしない。

2 前各号に掲げるもののうち遠距離のため宿泊を必要とする場合には、本会旅費規程により旅費を支給することができる。

第4条 各年度の役員報酬等の総額は、次の定める金額の範囲内とする。

- (1) 理事の報酬総額は、年間 81万円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は、年間 6万円以内とする。

附 則

1 この規程は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年2月24日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和2年6月25日から施行する。